

議案第137号

宝塚市農業共済条例の全部を改正する条例の制定について

資料3 園芸施設共済の施設区分と加入要件について

1 加入対象施設

(1) 特定園芸施設

施設区分	構造・材質	区分の標準
ガラス室Ⅰ類	木造	屋根及び外壁の主要部分がガラスにより造られている施設。かつ、骨格の主要部分が木であればⅠ類、鋼材又はアルミ材であればⅡ類となる。
ガラス室Ⅱ類	鉄骨	
プラスチックハウスⅠ類	木竹	主としてプラスチックフィルムが被覆材として使用されている施設。さらに、プラスチックフィルムの種類や、骨格の主要部分に用いられている材質により、Ⅰ～Ⅴ類に分かれる。 このうち、代表的な施設区分とされるのがプラスチックハウスⅡ類（骨格の主要部分がパイプ）で、一般的にパイプハウスと呼ばれる。宝塚市における引受棟数が最も多いのもプラスチックハウスⅡ類である。
プラスチックハウスⅡ類	パイプ	
プラスチックハウスⅢ類	鉄骨下	
プラスチックハウスⅣ類甲	鉄骨中・軟	
プラスチックハウスⅣ類乙	鉄骨中・硬	
プラスチックハウスⅤ類	鉄骨上	
プラスチックハウスⅥ類	雨よけ施設等	主として屋根面のみがプラスチックフィルム又は寒冷紗、ネット等により被覆されている施設。
プラスチックハウスⅦ類	多目的ネットハウス	施設全体が寒冷紗、ネット等により被覆され、かつ、骨格の主要部分が鋼材、アルミ材又はコンクリートにより造られている施設。

※ ただし、農家ごとの施設設置面積の合計が2a未満は加入できない。

(2) 附帯施設

施設内農作物の栽培に使用されるもの。温湿度調整施設、かん水施設、換気施設、照明施設、しゃ光施設など

(3) 施設内農作物

特定園芸施設を用いて栽培される農作物で、施設内農作物として特定園芸施設とセットで加入できる。加入できる作物はあらかじめ定められており、①葉菜類（ネギ、シュンギク、ホウレンソウ等）、②果菜類（イチゴ、ナス、トマト等）、③花き類（菊、カーネーション、バラ等）に分類される。